

平成 20 年 1 月 28 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB 株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょうけんしーいーおー ぞん まきよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かがしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちょう しーいーおー ぞん まきよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

意見書

2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針に基づく開設計画の認定を受けた事業者が事業法第163条第1項の規定に基づく条件を付す、本電気通信事業法関係審査基準の一部を改正することに賛同致します。

但し、本訓令案と同時に公表された「電気通信事業法における広帯域移動無線に係る事業開始に伴う登録について」において登録条件が記されておりますが、今回の訓令案では他の電気通信事業者による無線設備の利用(以下MVNO)の確実な実施という観点では不十分であり、2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針に基づく開設計画の認定を受けた事業者(以下MNO)が、MVNOによる一層の無線設備の利用を促進することを明確化するため、以下の項目について関係する法令等を改正し、実施することを要望致します。

1. 広帯域移動無線(以下BWA)事業者は、電波の有限性等により寡占的な市場が形成されると見込まれ、接続における不当な取り扱いや、接続協議の長期化等を引き起こすおそれがある。また、場合によっては、MVNOへの参入を阻止したり市場から排除したりすることも可能な潜在的能力を有している。よって、BWAで新たに登録する事業者は、電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定等の措置を講じるべきである。
2. もし何らかの理由により上項の措置が出来ない場合でも、接続約款を公表し、接続料金は能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないようにするべきである。接続約款を公表することにより、適正利潤を超えた場合においては総務大臣が接続約款の変更を命じることができる措置を講ずるべきである。
3. 全国エリアでBWAの認定を受けた事業者のうち、WiMAXで事業を展開する事業者は、世界標準となっているWiMAX方式でのBWA市場支配力を有する寡占事業者として第30条第1項の禁止行為の指定等の措置を講じるべきである。
4. MNOとMVNOの協議の場においてMVNOから要請がある場合に対応できる総務省の窓口(BWA専用の窓口)を設置し、公平な立場での第三者として総務省が協議に参加するべきである。
5. BWA事業は、MVNOが免許条件に盛り込まれており、設備を既に構築している事業者と、今から設備を新たに構築する事業者との接続では条件を同一にするべきではない。従って、新たに認定を受け設備を構築するBWA事業者は、MVNOとの接続を前提とした事業計画を作成するべきであり、これを登録の要件とするべきである。

6. 標準的な提供条件の策定及び公表はもとより、他の電気通信事業者による無線設備の利用を積極的に促進するための取組として、事業計画をMNOはMVNOに対して公表するよう総務省は指導をするべきである。
7. 特にMNOはエリア展開の計画をMVNOに対して公表するべきである。また、この公表は出来る限り早期が望ましく、最低でもエリア展開6ヶ月前までにMVNOに対して公表するよう総務省は指導をするべきである。
8. MVNOは事業参入するにあたっては、端末や接続のための開発等の準備に1年以上はかかるため、MNOはMVNOがスムーズにサービス開始できるように、少なくとも1年前には接続条件を開示させる措置を講ずるべきである。
9. MNOはMVNOの提供に係るシステム改修費用をMVNOに負担させるべきではない。MNOはMVNOが接続できるようにシステムを構築するべきであり、費用はMNOが負担するべきである。この費用が事業計画に反映されていることを確認し、登録の要件とするべきである。
10. MNOはMVNOの事業計画を阻害することの無いようにするべきである。MNOと同等の事業計画を有しているMVNOに対して、BWA内部利用部門(直販)と外部利用部門(MVNO)の同等性を担保できる接続条件をBWA事業者の登録の要件とするべきである。
11. ウィルコムは今回の開設計画を見る限り、次世代PHSのエリアはPHSのエリアを補完する形となっているが、MVNOが次世代PHSのみでサービスできるよう、全国で次世代PHSのエリアを整備することを変更登録の要件とするべきである。
12. 1月7日のドコモのPHSサービス終了に伴い、ウィルコムのPHS事業は全国的に見ればほぼ一社の独占となるので、第二種指定電気通信設備に指定するべきである。
13. PHS事業とBWA事業はまったく別であり、ウィルコムはPHSとBWAの二つの免許を取得したことになるが、携帯電話事業者は別の事業者として免許を取得することが前提だったことと同様、ウィルコムは赤字事業をBWA事業に転嫁しないよう会計分離させた上で事業を行なうよう、総務省は指導するべきである。

以上